

第四回とこなめ山車まつりグルメ等ブース出店要綱

■目的

第一条

この要綱は、第四回とこなめ山車まつりグルメ等のブースにおける出店に関し、会場を明るく衛生的なものにすると共に、暴力的行為等を排除するための必要な事項を定め、健全なまつりの運営を図ることを目的とする。

■申込

第二条

募集エリアに出店しようとするもの(以下、「出店者」という。)は、あらかじめ第四回とこなめ山車まつり実行委員会(以下「主催者」という。)に出店申込書と出店計画書、誓約書等の必要書類を提出しなければならない。

・出店申込期限

令和6年7月31日(水)まで

※8月中旬ごろ、選考結果を通知予定

■出店資格

第三条 出店資格は、次に掲げる者とする。

- ①第四回とこなめ山車まつりグルメ等ブース出店要綱を遵守できる者。
- ②飲食の出店にあたっては、保健所の許可を受けている者。
ただし、クラブ、サークル、同好会等は対象としない。
- ③その他、主催者が出店を認めた者。

■出店の営業内容

第四条 営業許可を受けた出店の内容と、当日販売を行う出店の内容は、同一でなければならない。

■出店可否・出店場所

第五条

出店の可否、出店場所は主催者が決定する。選考過程、結果内容については一切お答えできないものとする。また、応募者多数の場合は、主催者にて選定する。
なお、出店場所の振り分け、出店者の選定にあたっては、以下の(1)～(2)の市区町村に事業所または営業所を有する事業者、または組合・団体の順に優先する。

- (1)常滑市内
- (2)(1)以外の市区町村

■遵守事項

第六条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めなくてはならない。

- 1 観客及び業者間で紛争を起こさぬこと。
- 2 観客に不安感を与えるような服装、言動をとらないこと。
- 3 営業許可が必要な出店者については、ブース内に必ず営業許可書を掲示すること。
- 4 ブースを出ての歩き売りやPRは、絶対に行わないこと。
- 5 ブース外に機材や食材を置かないこと。
- 6 飲食物取り扱い明細書にある商品以外の商品を取り扱わないこと。
- 7 お酒を販売する場合は、瓶での販売は禁止とします。瓶商品は必ず紙コップかプラコップに移して販売してください。(ガラス等が割れた状態で放置されると、怪我の危険があります)
※販売価格・購入方法等、詳細については説明会にてご説明いたします。
- 8 主催者が用意する出店者名プレートを指定の場所に掲示すること。(その他POP等は、出店者が持参すること。)
- 9 主催者が指定する出店時間を遵守し、2日間出店すること。
- 10 営業時間後は、ダンボールや残廃物等のごみの回収を行い、(掃除道具を持参し)出店場所の清掃及び現状回復を行うこと。
- 11 ごみ等は必ず出店者で持ち帰り、エリア内のゴミステーションに排出しないこと。
- 12 上記の清掃、原状回復がなされていない出店者に関しては、原状復帰に係ったすべての費用を主催者は出店者に請求し、出店者はこれを支払わなくてはならない。
- 13 その他、主催者の指示に従うこと。従わない場合は営業停止、速やかに退場願います。

■出店拒否

- 第七条 主催者は、出店申込書、出店計画書等を審査し、出店者(責任者又は担当者)が次のいずれかに該当すると認めるときは、出店を拒否できるものとする。
- 1 指定暴力団の構成員であるとき(出店に関わるものを含む)。また、愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属しているもの。
 - 2 暴力団等に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められるもの。
 - 3 集团的又は常習的に暴力又は反社会的行為を行う恐れがあると認めるとき。
 - 4 前条に定める遵守事項に違反したとき又は過去のとこなめ山車まつりにおいて違反があったと認めるとき。
 - 5 その他主催者がまつりの運営上支障があると認めるとき。

■出店時間、出店料等

- 第八条 出店は11月2日(土)、3日(日)の2日間とし、両日必ず出店すること。
また、出店時間・出店料等は以下のとおりとする。

出店形式	出店時間	出店数	基本出店料(2日間合計・税込)
キッチンカー・ブース(市内)	11月2日(土) 12:00~20:00		40,000円
キッチンカー・ブース(市外)	11月3日(日)		60,000円
ブース(物販・縁日)	8:30~16:00	約20店舗	20,000円

- ①出店はブース1区画3000mm×2500mm、キッチンカー5500mm×3300mm
2区画希望する場合は出店料も2区画分徴収致します。
- ②出店時間内の搬入出は禁止と致します。
- ③タープ・テント等、什器の固定は各自にて行ってください。
- ④搬入・搬出時間を各日以下の通りとする。
11月2日(土)搬入10:00~11:30 搬出20:00~22:00
11月3日(日)搬入6:30~8:00 搬出16:00~18:00

出店料の入金について

- ①出店料については期日までに指定振り込み口座へご入金ください。(出店確定後案内)
- ②出店料の入金をもって出店登録となります。
- ③出店料入金期日8月31日(土)までに入金が確認取れない場合はキャンセルとみなします。

■備品等

- 第九条 第四回とこなめ山車まつりにおいて、必要な設備、備品はすべて出店者負担とする。出店者負担(持ち込み)の備品は、必ず出店計画書に記載すること。

注意点詳細

- ・ガスボンベを使用する場合は、各自で用意すること。
- ・持ち込みについては関係法令に従うこと。また、消防署への届出のため、熱源としてガスを使用する場合は、酒類・ボンベ容量・機材をご記入ください。
- ・持ち込み備品等の管理は出店者が責任をもって行うこと。(持ち込み備品の盗難や損傷被害等の責任を一切負えません。損害については、すべて自己負担となります。)

■関係官庁への申請・費用

- 第十条 提出を必要とする出店の申請(保健所等)は、出店者自身で行い、許可証等の写しを主催者に提出する。また、それに関わる費用は出店者が負担する。

■保険への加入

第十一条

出店者自身や出店物品・販売物に起因する事故(食中毒や爆発事故等)の損害賠償について、主催者は一切の責任を負わないため、出店者の責任において対応・処理すること。また、出店者の責任において、必ず適切な保険(施設賠償責任保険、PL保険等)に加入し、指定された期日までに、保険証券等、契約内容のわかる書類の写しを主催者へ提出すること。

■負担金及び備品の依頼・返金

第十二条

(1) 第四回とこなめ山車まつりにおいて、出店者は出店料金、負担金及び備品借料の費用を主催者が指定する期日までに納入すること。
(2) 第四回とこなめ山車まつりが、一日でも開催された場合、出店料金、負担金、備品借料の費用は返金しないものとする。
(3) 出店をキャンセルする場合は、8月31日(土)までに連絡すること。9月1日(日)以降にキャンセルした場合、出店料等の返金はしないものとする。

■販売責任

第十三条

第四回とこなめ山車まつりにおいて、出店者が販売、配布、その他の行為について起き得る自己の責任は出店者の責任において対処し、主催者は無責管理とする。

■営業補填

第十四条

第四回とこなめ山車まつりにおいて、天候その他の要因により出店者の販売、配布量、売上高、利益等の結果がいかなる場合とも主催者は出店者に対し、それに関する補填は一切行わない。

■第三者への権利譲渡、営業委託等の禁止

第十五条

出店者は、主催者から認められた権利を第三者に譲渡もしくは賃貸してはならない。また、出店者は出店における営業を第三者に委託してはならない。

■審査機関

第十六条

第七条に定める審査は、主催者にて厳格に実施するものとする。

■違約金

第十七条

出店者が、本要綱に違反し、あるいは主催者の指示に従わない場合には、出店者は違約金として出店料金の倍額に相当する金額を主催者に支払うものとする。

■その他

第十八条

この要綱に定めるもののほか、第四回とこなめ山車まつりグルメ等ブース出店に関し必要な事項は、主催者が定める。

附則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

出店申込方法・お問い合わせ

専用フォームより申込みいただくか、出店申込書・出店計画書誓約書等を記載の上、下記提出先までメールにて送付、もしくは窓口へ送付してください。

なお、出店申込書・誓約書は「第四回とこなめ山車まつり公式ホームページ」からダウンロードできます。

①専用フォーム



グルメ



物販・縁日

②申込郵送窓口

実行委員会事務局

〒479-0824

常滑市白山町1-191

E-mail: tokodashi2024@gmail.com

【お問い合わせはこちら】

